

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月24日 提出

提出者	周南市議会議員	古	谷	幸	男
		青	木	義	雄
		岩	田	淳	司
		遠	藤	伸	一
		小	林	正	樹
		清	水	芳	将
		土	屋	晴	巳
		細	田	憲	司
		山	本	真	吾
		吉	安	新	太

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例（平成15年周南市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「7人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 議会だより編集委員会 <u>7人</u> 議会だよりの編集に関する事項</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 議会だより編集委員会 <u>8人</u> 議会だよりの編集に関する事項</p> <p>2～4 (略)</p>